

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請等手数料

区分			金額 (円)		
建築物	評価方法	床面積の合計 ※2	新規申請	変更申請	
			(直前の認定と評価方法が異なる又は床面積の合計が増加する変更申請を含む)	(直前の認定と評価方法が同じ変更申請に限る)	
非住宅	標準入力法等	300平方メートル未満	259,000	130,100	
		300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	324,500	162,900	
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	418,900	210,000	
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	597,700	299,500	
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	736,200	368,700	
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	870,100	435,700	
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	992,600	496,900	
		50,000平方メートル以上	1,237,700	619,500	
	モデル建物法	300平方メートル未満	99,200	50,200	
		300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	126,300	63,700	
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	166,200	83,700	
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	269,000	135,100	
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	351,100	176,200	
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	421,900	211,600	
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	495,000	248,100	
		50,000平方メートル以上	641,100	321,100	
	登録住宅性能評価機関等※1が誘導基準に適合すると認めたもの	300平方メートル未満	11,000	6,100	
		300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	19,000	10,100	
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	30,700	16,000	
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	91,600	46,400	
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	144,900	73,100	
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	182,900	92,100	
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	228,600	114,900	
		50,000平方メートル以上	319,900	160,600	
	一戸建ての住宅	性能基準	200平方メートル未満	39,100	20,200
			200平方メートル以上	43,700	22,500
		誘導仕様基準※3	200平方メートル未満	20,100	10,700
			200平方メートル以上	21,600	11,400
登録住宅性能評価機関等※1が誘導基準に適合すると認めたもの				5,600	3,400

共同住宅等 (一戸建ての住宅以外の住宅)	性能基準	300平方メートル未満	78,700	40,000	
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	131,200	66,200	
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	223,400	112,300	
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	320,100	160,800	
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	630,100	315,800	
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	1,114,700	558,400	
		50,000平方メートル以上	2,048,600	1,025,900	
	誘導仕様基準※ 3	300平方メートル未満	37,600	19,400	
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	65,000	33,100	
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	117,600	59,400	
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	177,800	89,600	
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	326,500	164,000	
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	552,300	277,300	
		50,000平方メートル以上	968,800	486,000	
	登録住宅性能評価機関等※1が 誘導基準に適合 すると認めたもの	300平方メートル未満	11,000	6,100	
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	23,200	12,200	
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	51,400	26,300	
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	91,800	46,600	
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	147,700	74,600	
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	223,500	112,900	
		50,000平方メートル以上	339,400	171,300	
	複合建築物（非住宅部分と住宅部分を有する建築物）		非住宅部分の評価手法及び床面積に応じた金額と、住宅部分の評価手法及び床面積に応じた金額とを足し合わせた金額		

※1 「登録住宅性能評価機関等」とは、次に掲げる場合の区分に応じて定める者をいいます。

- ・非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関
- ・一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録住宅性能評価機関
- ・複合建築物に係る認定等の場合  
登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの

※2 「床面積の合計」は、認定等に係る建築物の部分の「床面積の合計」です。ただし、「床面積の合計」が増加する変更の場合は、元の「床面積の合計」×0.5に、変更によって増加する部分の「床面積の合計」を加えた値を「床面積の合計」とします。

※3 「誘導仕様基準」とは、次に掲げる基準に住宅の用途に供する部分が適合することを確認することをいいます。

- ・建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(2)及び同号ロ(2)の基準